



埼玉県報

第 2930 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 29 日
火曜日

目次

告示

- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 平成 29 年度埼玉県クリーニング師試験の実施（保健医療政策課）
- 養育医療機関の指定の辞退（健康長寿課）
- 養育医療機関の指定の辞退（健康長寿課）

- 養育医療機関の指定の辞退（健康長寿課）
- 南畑土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示（田園都市づくり課）
- 行田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道久米所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第九百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
平愛クリニック	医療法人社団 二三会	川口市西立野五三五―一 グリーンフォレスト一階	平成二十九年 六月一日
ひふみクリニック	奥平 かおり	川口市東領家三―七―一二	平成二十九年 七月一日
りようキッズクリニ ック	梁 尚弘	所沢市東住吉二―四 二― D	平成二十九年 八月一日
寄居中央眼科	医療法人社団 東飯会	大里郡寄居町桜沢一七八― 一	平成二十九年 七月一日
医療法人社団 にい さか矯正歯科	医療法人社団 にいさか矯正 歯科	川口市本町四―三―一四 小峰第一ビル四階	平成二十九年 五月一日
みずき歯科医院	石川 貴史	入間郡三芳町藤久保三三七 ―九	平成二十九年 七月一日

医療法人社団千永 会 スマイル歯科	医療法人社団 千永会	熊谷市末広一―三二―一	平成二十九年 六月一日
あかね歯科医院	工藤 裕之	比企郡滑川町月の輪三― 八―二	平成二十八年 十二月一日
しのはら歯科医院	篠原 勇輝	鶴ヶ島市鶴ヶ丘二七六― 一	平成二十九年 八月一日
SFC薬局春日部店	クオール株式 会社	春日部市中央七―三―三 ―B	平成二十九年 七月一日
ドラッグセイムス伊 奈内宿薬局	株式会社 富 士薬品	北足立郡伊奈町内宿台四 ―一〇	平成二十九年 八月一日
くじら薬局	イントロン株 式会社	所沢市南住吉二―一―一三	平成二十九年 七月一日
藤沢薬局	イントロン株 式会社	所沢市南住吉二―一―三五	平成二十九年 七月一日
東住吉クローバ薬局	株式会社 エ スシーグル― プ	所沢市東住吉二―四 ―一階	平成二十九年 七月三日
みすぎ薬局	杉山 芳江	飯能市美杉台三―二五― 六	平成二十九年 八月一日
アルファ薬局	イントロン株 式会社	入間市下藤沢八六七―四	平成二十九年 七月一日
葉の花薬局	イントロン株 式会社	ふじみ野市西一―四―九	平成二十九年 七月一日

アイリス訪問看護	アイセイ訪問看護ステーション	藤沢薬局	鶴ヶ島中央薬局鶴ヶ島店	SFC薬局幸手中央店	北本薬局	パル薬局桶川店	オリーブ薬局2号店	オリーブ薬局
MYアイリス株式会社	アイセイ広告株式会社	イントロン株式会社	株式会社アイシス	クオール株式会社	石黒友理子	株式会社パル・オネスト	イントロン株式会社	イントロン株式会社
児玉郡神川町八日市七五二―三四	入間市上藤沢二八七―七一	鶴ヶ島市鶴ヶ丘七〇―二二三	鶴ヶ島市上広谷一―一〇一	幸手市幸手二〇六〇―一五	北本市中央二―六二一F	桶川市北一―二二―一〇	ふじみ野市上福岡一―一四一四五	ふじみ野市上福岡一―一四一四八
平成二十九年五月一日	平成二十九年一月一日	平成二十九年七月一日	平成二十九年七月一日	平成二十九年七月一日	平成二十九年八月一日	平成二十九年八月一日	平成二十九年七月一日	平成二十九年七月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施術所		所在地		指定年月日	
上村 一輝	浅見 誠	河野 啓之	小林 悟史	出井 彰	森井 浩太	伊藤 隼	大谷 淳	杉田 行宏	井手 友広		
中央ステーション KEIROW 中央区	浅見鍼灸治療院	はり・きゆう院 くまさん	治療院リライト	しずかマッサージ院	ゆうしん整骨院 朝霞	東越谷整骨院	爽健整骨院	しいの木整骨院	友広接骨院		
東京都中央区日本橋小舟町 一―三 二F	飯能市仲町二七―一九	草加市瀬崎一―二―八	三郷市中央二―二―二〇 ルメゾン中央一〇二	茨城県古河市静町一三―二 四	朝霞市泉水一―八―四	越谷市東越谷三―一七―四	草加市稻荷五―四―四	千葉県松戸市本町一四―九	富士見市針ヶ谷二―一九―一 〇 センチュリーアネックス D号		
平成二十九年 七月二十六日	平成二十九年 七月一日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 七月十九日	平成二十九年 六月十四日	平成二十九年 七月三日	平成二十九年 七月一日	平成二十九年 七月十八日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 三月一日		

小林 原野	蒔田 明男	新井 郁子
医療法人善心会 ほのぼの鍼灸院	らいふ鍼灸マツ サージ治療院	からだ元氣治療 院三郷八潮店
熊谷市柿沼三三四一 ほのぼの荘三F	加須市旗井二一〇三一二〇	三郷市三郷二一五 グ リンパーク三郷四〇二
平成二十九年 八月一日	平成二十九年 七月一日	平成二十九年 七月十一日

告示

埼玉県告示第九百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
上尾ふじなみ診療所	開設者	医療法人社団仁志会	医療法人英琳会
上尾二ツ宮クリニク	開設者	医療法人社団安生会	医療法人社団彩悠会
医療法人大西会 しんえいクリニク	所在地	草加市新栄町八一三一 一四	草加市新栄四一 二一 五
セキ薬局久喜青葉店	名称	チューリップ薬局久喜青葉店	セキ薬局久喜青葉店
セキ薬局杉戸店	名称	チューリップ薬局杉戸店	セキ薬局杉戸店

セキ薬局吉川店	セキ薬局白岡店	セキ薬局白岡中央店	セキ薬局新白岡店	セキ薬局イトーヨーカドー久喜店	メリッサ訪問看護ステーション
名称	名称	名称	名称	名称	所在地
店 チューリップ薬局吉川	店 チューリップ薬局白岡	中央店 チューリップ薬局白岡	岡店 チューリップ薬局新白	イトーヨーカドー久喜店	入間市寺竹七九九
セキ薬局吉川店	セキ薬局白岡店	セキ薬局白岡中央店	セキ薬局新白岡店	イトーヨーカドー久喜店	入間市東町三ー四ー二ーイーストハイツ二〇一

二二 指定施術機関

氏名	浅見 誠		谷口 弘昭
変更事項	施術所所在地	施術所名称	施術者住所
変更前	飯能市東町六一一六 菊屋ビル三〇三	中央在宅マッサージ	東京都東村山市本町二 一二四ー一ー五〇五
変更後	飯能市仲町二七ー一 九	浅見鍼灸治療院	東京都小金井市東町 四ー一六ー三四ー二 〇二

告示

埼玉県告示第九百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
平愛クリニック	川口市西立野五三五―一 一F	平成二十九年五月三十一日
おりい歯科医院	朝霞市本町一―八―七 綿谷ビル一F	平成二十九年八月十二日
寄居中央眼科	大里郡寄居町桜沢一七八―一	平成二十九年六月三十日
坂本クリニック	入間市寺竹七七〇―四	平成二十七年六月二十三日
医療法人 へんみ眼科医院	本庄市小島一―四―九	平成二十九年六月三十日
スマイル歯科	熊谷市末広一―三二―一	平成二十九年五月三十一日
菜の花薬局	ふじみ野市西一―四―九	平成二十九年六月三十日
SFC薬局 幸手中央店	幸手市幸手二〇六〇―五	平成二十九年六月三十日

井手 友広	氏名			住所
		友広接骨院	名称	施術所
D号		富士見市針ヶ谷二一―一九一― ○ センチュリーアネックス		
平成二十九年 四月三十日				廃止年月日

二 指定施術機関

鶴ヶ島中央薬局 鶴ヶ島店	オリーブ薬局	オリーブ薬局2号店	藤沢薬局	くじら薬局	アルファ薬局	東住吉クローバ薬局	藤沢薬局	SFC薬局 春日部店
鶴ヶ島市五味ヶ谷二一―八	ふじみ野市上福岡一―一四―四八	ふじみ野市上福岡一―一四―四五	所沢市南住吉二一―三五	所沢市南住吉二一―一三	入間市下藤沢八六七―四	所沢市東住吉三―八	鶴ヶ島市鶴ヶ丘七〇―二三	春日部市中央七―三―三―B
平成二十九年 七月一日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 七月二日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日

告 示

埼玉県告示第九百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
天川歯科クリニック	所沢市下安松六〇九一	平成二十九年八月一日

告示

埼玉県告示第九百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	再開年月日
上尾ふじなみ診療所	上尾市藤波三―三〇三―二	平成二十九年八月一日

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

朝本薬局 霞舗おくすり 店		居宅介護支援 事業所アト フエリス	わたなべ 整形外科		明倫堂薬局 春日部	上尾ニツ宮 クリニツク		プラムの里診 療所 リハビリセン ター		名称	
朝霞市 一丁目 一〇〇折		草加市 一八一原	蕨市 一三二町 〇三ツ八		春日部市 大増新田 八一五下	上尾市 一宮四五 四一ツ		桶川市 一六二川 三二田		所在地	
株式会社 ウィーズ		社会福祉法 人草加福祉会	医療法人社 団健悠会		イントロン 株式会社	医療法人社 団彩悠会		医療法人 誠昇会		開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅介護支援	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	サービスの種類
平成二十九年 八月一日		平成二十九年 五月一日	平成二十九年 七月一日		平成二十九年 四月一日		平成二十九年 九月一日		平成二十九年 五月一日		指定年月日

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

セキ薬局 白岡店	デイサービス センター えがおの里	アシストハウ ス羽生	アシストハウ ス新戒	アシストハウ ス豊里	訪問介護セ ンター えがおの里	在宅福祉支 援推進セン ター 介護支援事 業所	アシストハウ ス深谷	ケアセンター きょうどう	名称
事業所 名称	事業者 所在地	事業者 名称	事業者 名称	事業者 名称	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 名称	事業所 所在地	変更事項
チュウリツ 薬局 白岡店	群馬県太田 市世良田町 一三〇一	有限会社 アシストハ ウス	有限会社 アシストハ ウス	有限会社 アシストハ ウス	群馬県太田 市世良田町 一三〇一	群馬県太田 市世良田町 一三〇一	有限会社 アシストハ ウス	川口市木曾 呂一三二七	変更前
セキ薬局 白岡店	群馬県太田 市世良田町 一三二六	エフビーア シスト株式 会社	エフビーア シスト株式 会社	エフビーア シスト株式 会社	群馬県太田 市世良田町 一三二六	群馬県太田 市世良田町 一三二六	エフビーア シスト株式 会社	川口市木曾 呂一三四七	変更後
居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	通所介護 介護予防通所介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護	訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護	居宅介護支援	サービスの種類

上尾ニツ宮 クリニク	かがやきデイ サービス 東所沢	かがやきデイ サービス北本	かがやきデイ サービス 春日部	アシストハウ ス深谷	アシストハウ ス藤井	戸田ケアコミ ユニティ そよ風
事業者 名称	事業所 名称	事業所 名称	事業所 名称	事業者 名称	事業者 名称	事業者 所在地
医療法人社 団 安生会	デイサービス センター なごやか東 所沢	デイサービス センター なごやか北 本	デイサービス センター なごやか春 日部	有限会社 アシストハ ウス	有限会社 アシストハ ウス	東京都港区 南青山二丁 一ニマツト ユニビル
医療法人社 団 彩悠会	かがやきデ イサービス 東所沢	かがやきデ イサービス 北本	かがやきデ イサービス 春日部	エフビーア シスト株式 会社	エフビーア シスト株式 会社	東京都港区 北青山二丁 一セオ青山 ビル
介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護

告 示

埼玉県告示第九百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>居宅介護支援センター ウイズ川口</p>	<p>みすみ薬局 前上店</p>		<p>名称</p>
<p>川口市飯塚 一丁目一六 川口ホームズ 二F</p>	<p>川口市前上町 三丁目三三</p>		<p>所在地</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>サービスの種類</p>
<p>平成二十九年 二月二十八日</p>	<p>平成二十九年 七月三十一日</p>		<p>廃止年月日</p>

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

アースサポート熊谷		名称
熊谷市籠原南一ー一		所在地
介護予防 訪問介護	訪問介護	サービスの種類
平成二十九年 九月一日		休止年月日

告示

埼玉県告示第九百五十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年 十一月十五日（水）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十九年九月二十九日（金）
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十九年九月二十二日（金）から九月二十九日（金）ま

で

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、最終日までの消印のあるものに限る。

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年十二月二十五日(月) 午前十時から二十六日(火) 午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年十二月二十五日(月) 午前十時から平成三十年一月二十四日(水) 午後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十三条の規定により、次の指定養育医療機関の開設者から指定辞退の申出があったので、母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定養育医療機関の名称及び所在地

医療法人新青会川口工業総合病院

埼玉県川口市青木一丁目十八番十五号

二 指定辞退年月日

平成二十九年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十三条の規定により、次の指定養育医療機関の開設者から指定辞退の申出があったので、母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定養育医療機関の名称及び所在地

医療法人熊谷総合病院

埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号

二 指定辞退年月日

平成二十九年四月三十日

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十三条の規定により、次の指定養育医療機関の開設者から指定辞退の申出があったので、母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定養育医療機関の名称及び所在地

医療法人愛生会内科・婦人科クリニック

埼玉県久喜市久喜中央四丁目三番一号

二 指定辞退年月日

平成二十九年五月一日

告 示

埼玉県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月二十四日認可した。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所の所在地

富士見市

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東松山市藤曲他地区開発共同企業体から東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ロ(2)中「根小屋橋」を「根古屋橋」に改め、同号ロ⁽³⁸⁾及び⁽³⁹⁾を次のように改める。

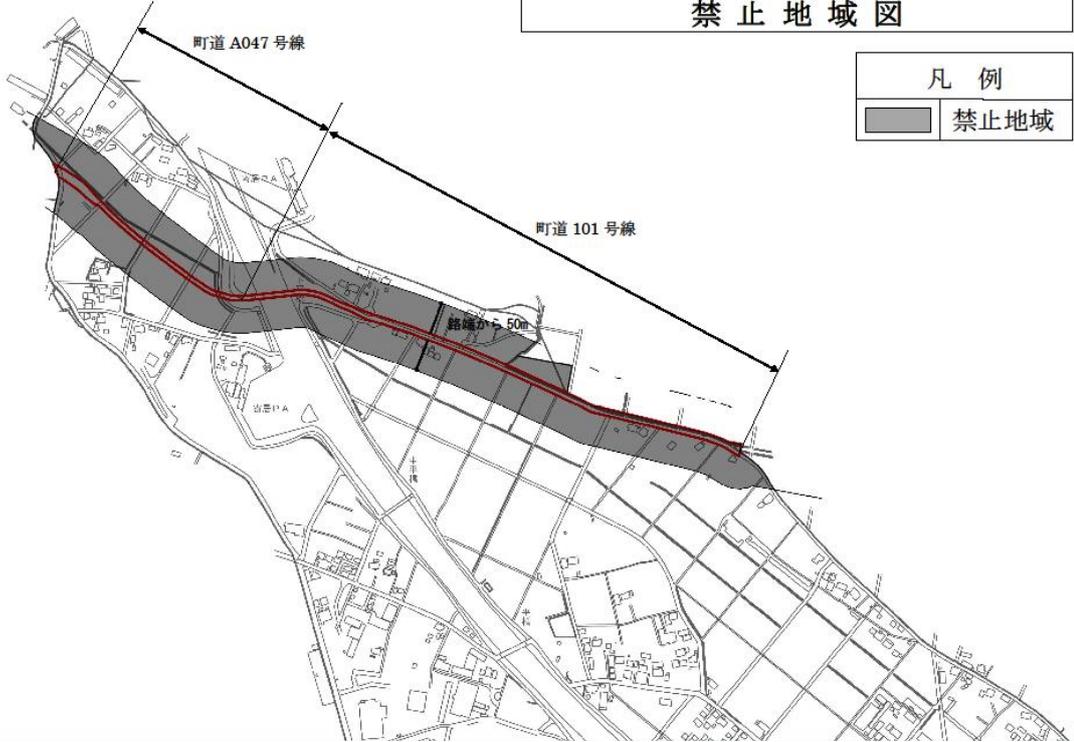
⁽³⁸⁾ 深谷市道幹百五十八号線のうち、深谷市本郷字慈眼谷三千二十二番一地从先から同市地内本郷橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第三十四条第十一号の規定により深谷市が条例で指定する土地の区域を除く。）

⁽³⁹⁾ 寄居町道百一号線のうち、大里郡寄居町大字用土字平五千七百九十七番七地先から同町大字用土字下平五千九百十五番三地先までの区間及び寄居町道A〇四七号線の全区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域（詳細は、別図のとおり。）

第三号の次に次の別図を加える。

別図

関越自動車道 寄居 PA スマートインターチェンジ周辺
禁止地域図



告 示

埼玉県告示第九百六十三号

行田市から行田市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から施行する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表株式会社筑波銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金の収納事務」に改め、同表株式会社千葉銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 6,520着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社丸広百貨店 埼玉県川越市新富町2丁目6番地1
- 5 落札金額
45,347,904円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年5月26日

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 6,366足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
セントラル工商株式会社 東京都世田谷区三宿2丁目14番11号
- 5 落札金額
34,307,647円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年5月26日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路 線 名	久米所沢線
供用開始の区間	所沢市東住吉四六六番三地先から同市東住吉四六五番一地先まで
供用開始の期日	平成二十九年八月二十九日
備 考	歩道整備事業による。 平成二十八年四月十二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八・五〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 先から同郡同町字山崎四七八番二 南埼玉郡宮代町字山崎三一七番一 地		区 間
一〇・八二 一六・二七	七・九六 一四・九一	敷地の幅員 (メートル)
八八・四〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>蓮田杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町字山崎三一七番一地先から同郡同町字山崎四七八番一二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年八月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 八八・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年二月六日

指令川建セ第二八〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成二十九年八月二十四日

川建セ第二九〇〇二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字ヒジリ塚百六十一番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字大黒部四十番地二

川田 いつみ

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大 谷 茂

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年八 月二十二日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字六供三百六十五 番一	指定に係る道路の位置
七十三・七六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年八月三日

指令越建セ第二八〇〇二一一号

二 検査済証番号

平成二十九年八月二十五日

越建セ第一八〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字砂河原千四百四十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千四百四十一番地

渡 邊 洋 治

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令越建セ第二八〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十九年八月二十五日

越建セ第一八一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字深生戸千二百六十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千百八十番地一

渡邊 一夫

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
炭酸カルシウム肥料	有限会社タナカ鉄工	イーカラストA	AL				
混合有機質肥料	兼松アグリテック株式会社	混合有機8	TN、TP、TK、Cd、As				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、AL－アルカリ分、Cd－カドミウム、As－ヒ素

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	公益財団法人 埼玉県公園緑地協会	ZooPoo (ズーパー)	1.0	0.8	1.0	1.3	14	74	16	37.7		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。